

特定非営利活動法人アクセプト・インターナショナル 給与規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人アクセプト・インターナショナル（以下「この法人」という。）の職員の給与等に関する事項について定めたものである。

(適用範囲)

第2条 この規程は、有期及び無期雇用職員（以下、職員）として採用された者に対して適用する。

(給与等の種類)

第3条 この規程において職員に支払う給与の種類は次の各号のとおりとする。

- (1) 基本給
- (2) 能力・経験給
- (3) 時間外労働割増賃金
- (4) 深夜労働割増賃金
- (5) 休日労働割増賃金
- (6) 成果連動報酬手当
- (7) 通勤手当
- (8) 休業手当

(均等待遇)

第4条 職員の国籍、信条、又は社会的身分を理由として、給与において差別的取扱いをすることはしない。

(給与の決定)

第5条 給与は職員の勤務形態に応じて、代表理事がこれを定める。

(見直しの原則)

第6条 給与の見直しは、各人ごとに行う。

第2章 給与

(基本給)

第7条 基本給は、勤続年数に関わらず全員一律20万円とする。

(能力・経験給)

第8条 能力・経験給は、職員の能力・経験・職務内容等を勘案の上、個別に定めて支給する。ファンディング力等も含む。

(時間外労働割増賃金、深夜労働割増賃金、休日労働割増賃金)

第9条 時間外・深夜・休日勤務を命じた職員には割増賃金を支給しなければならない。

2 前項の分単位の割増賃金は、次の各号の算式により計算して支給する。但し労基法第41条に定める管理監督者については割増賃金は支給しない。

(1) 時間外労働割増賃金 (法定労働時間を超えて労働させた場合)

(基本給+能力・経験給) ÷ 20日 ÷ 8時間 × 1.25 × 時間外労働時間数

(2) 休日労働割増賃金 (法定休日に労働させた場合)

(基本給+能力・経験給) ÷ 20日 ÷ 8時間 × 1.35 × 休日労働時間数

(3) 深夜労働割増賃金 (午後10時から午前5時までの間に労働させた場合)

(基本給+能力・経験給) ÷ 20日 ÷ 8時間 × 0.25 × 深夜労働時間数

(成果連動報酬手当)

第10条 成果連動報酬手当は、この法人の定める業務内容や定める期間内に定める目標を達成した者に対して特別に支給する。

(通勤手当)

第11条 通勤手当は、申請された際に、運賃・時間・距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃等の額を支給する。但し、1万円を上限とする。

(休業手当)

第12条 この法人の責に帰すべき事由により休業したため就業しなかった場合には、休業1日につき労働基準法に定める方法により計算する平均賃金の60%を支給する。

第3章 支払いについての取り扱い

(給与計算期間及び締切日)

第13条 給与計算期間は、毎月1日から末日までとする。

(給与の支払日)

第14条 給与は計算期間月の翌月20日に支払う。但し、支払日が金融機関の休業日に当たるとき、その前営業日または翌営業日に支払うことができる。

(給与の支払方法)

第15条 給与は、法人が指定した本人名義の銀行口座へ振り込むことによって支払う。

(給与からの控除)

第16条 給与の支払いに当たって、次に掲げる各号のものを控除する。

(1) 源泉所得税、住民税

(2) 健康保険、厚生年金保険、雇用保険、介護保険等の保険料

(日割単価の計算及び端数処理)

第17条 日割単価は、次の号の算式により計算して支給する。

(1) (基本給+能力・経験給+通勤手当) ÷ 20日

(欠勤、遅刻、早退及び私用外出について)

第18条 給与から当該日数又は時間分の賃金を控除する。

- 2 前項の場合、控除すべき賃金の1時間あたりの金額の計算は以下のとおりとし、1時間あたりの賃金額及び割増賃金額に円未満の端数が生じた場合、50銭未満の端数を切り捨て、50銭以上1円未満の端数を1円に切り上げるものとする。

(基本給+能力・経験給+各種手当) ÷ (8時間×20日)

(退職時の給与の支払い)

第19条 職員が退職した場合の当該給与計算期間の給与について、第13条の規定にかかわらず、本人又は身元保証人から請求があった場合は、未払の給与を支払日後であっても支払うことができる。

(有給休暇の取扱い)

第20条 年次有給休暇の有給休暇を認める。

- 2 その他の休暇等は無給扱いとする。

(その他、例外事項)

第21条 その他、本規程に定めのない事項については、各関係法令の例により、理事会がこれを定める。

附則

- 1 この規程は、2017年6月30日より施行する。
- 2 この規程は、2022年9月27日に一部改正する。
- 3 この規則の改定は、2023年4月1日から施行する。
- 4 この規則の改定は、2023年11月1日から施行する。
- 5 この規則の改定は、2024年10月1日から施行する。
- 6 この規則の改定は、2025年3月1日から施行する。